

山口県報

平成26年
4月18日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 保安林指定の解除(周南市)(森林整備課).....一
 - 指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課).....一
 - 公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正(住宅課).....二
 - 県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正(住宅課).....三
- 公告
 - 国土調査の成果の認証(政策企画課).....三
 - 特別保護地区の指定の案の縦覧(自然保護課).....三
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....五
 - 県営川西地区経営体育成基盤整備事業(第一換地区)の換地処分(農村整備課).....六
 - 契約の締結(水産振興課).....六
 - 基本測量の実施(監理課).....六
 - 基本測量の実施の終了(監理課).....七
 - 徳山下松港港湾計画の変更の概要(港湾課).....七
- 選管告示
 - 政治団体の名称等.....四
 - 政治団体の異動事項.....四
 - 解散等に係る政治団体の名称等.....五
 - 政治資金規正法第十七条第二項の規定の適用を受ける政治団体の名称等.....五
 - 資金管理団体の異動事項.....六
 - 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等.....六
 - 不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正.....七
 - 不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示の一部改正.....七
- 公安委規則.....七

山口県道路交通規則の一部を改正する規則.....一七

○雑報

県報の正誤(平成二十六年三月七日山口県告示第八十六号ほか一件).....一七



山口県告示第百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十六年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る保安林の所在場所

周南市大字奥閑屋字森久一七六の一五(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

無線施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十六年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

萩市大字佐々並字吉敷地一八〇二の二、一八〇二の四四から一八〇二の四六まで、

一八〇二の六〇、一八〇二の六一

美祢市秋芳町府字砥石場一一八、一一一九の一、一一一九の二、一一二〇、一

一一二、一一二四の五まで、字河内神一一二二、一一二四の一から

一 二四の三まで、一一二五の一、一一二五の二、一一二六、一一二八、二九四六の
 一から二九四六の四まで、二九四六の七から二九四六の一〇まで、字ヒノ久保一一三
 〇、二九四三から二九四五まで、字白はげ一一三四、一九八八、一九八九、二九四
 〇、二九四二、字四畠一五三五、一五三六、一五三六の一、字権現山二〇九二の八、
 字水谷二〇九七の一から二〇九七の四まで、二〇九七の六から二〇九七の一〇まで、
 二〇九七の一三、二〇九七の一五から二〇九七の五〇まで、字火ノ久保二〇一一、二
 一〇二、二一〇三の一、二一〇三の四、二一〇四の一から二一〇四の三まで、字田ノ
 口二一〇五の四から二一〇五の八まで、字影平二九九二の一から二九九二の五まで、
 二九九二の七から二九九二の一まで

二 保安林として指定された目的
 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係
 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

萩市大字高佐下字滑谷七七五(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水
 産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五十七号

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示(平成九
 年山口県告示第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

表稗田県営住宅の項中、「二三号棟」を、「二三号棟及び二四号棟」に、「V棟及びY
 棟」を、「及びV棟」に改め、同表川中東部県営住宅の項中、「C棟まで」の下に「及びE
 棟」を、「D棟」の下に「及びF棟」を加え、同表西宇部県営住宅の項中「及び二号
 棟」を「から三号棟まで」に改め、同表東岐波県営住宅の項中

一号棟から四号棟まで

〇・九八
 を

一号棟から四号棟まで

〇・九八

に改め、同表西田

五号棟

一・〇〇

中県営住宅の項中、「G棟まで」の下に「及びI棟」を加え、「及びI棟」を削り、同表
 旗岡県営住宅の項中「B棟及びF棟」を「K棟」に改め、同表宮野県営住宅の項を次の
 ように改める。

宮野 県 営 住 宅

一号棟から三号棟まで

〇・九三

表旭ヶ丘県営住宅の項を次のように改める。

旭ヶ丘 県 営 住 宅

一号棟から五号棟まで

〇・八五

六号棟

〇・八六

表若山県営住宅の項中

一号楼及び二号楼	〇・七二
----------	------

を

一号楼	〇・七七
二号楼	〇・七二

に改める。

山口県告示第百五十八号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示(平成十年山口県告示第百三十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

表稗田県営住宅の項中「三〇五」を「二七五」に、「八四」を「一一九」に改め、同表西宇部県営住宅の項中「四一」を「六一」に改め、同表東岐波県営住宅の項を次のように改める。

東岐波県営住宅	中層耐火構造五階建	二五〇
	高層耐火構造六階建	二四

表旗岡県営住宅の項中

中層耐火構造四階建	五六
中層耐火構造五階建	四一〇

を

中層耐火構造五階建	三八〇
-----------	-----

に改め、同表旭ヶ丘県営

住宅の項中「六〇」を「八五」に改める。



(一三〇) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十六年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成二十三年四月二十八日から平成二十五年二月十三日まで	下関市地籍簿	豊田町大字今出の一部
山口市	平成二十四年四月二十七日から平成二十五年八月二十九日まで	山口市地籍簿	小郡上郷、小郡下郷、小郡尾崎町、小郡金堀町及び小郡山手上町の各一部

二 認証年月日

平成二十六年四月十八日

(一三一) 特別保護地区の指定の案の縦覧

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を指定したいので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該指定に係る特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 特別保護地区の名称
向島鳥獣保護区特別保護地区
- 二 特別保護地区の区域
向島鳥獣保護区の区域(面積 三〇ヘクタール)
- 三 特別保護地区の存続期間

四 平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで
特別保護地区の保護に関する指針の案

- (一) 特別保護地区の区分
森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹の天然林を中心とした森林を有し、トビ、ウグイス、ホオジロ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成二十六年四月十八日から同年五月一日まで

六 縦覧の場所

山口県山口農林事務所

一 特別保護地区の名称

狗留孫山鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

狗留孫山鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 七七ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

- (一) 特別保護地区の区分
身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、スギ、カシ等の巨樹が生育する貴重な天然林及び多くの観光客が訪れる史跡を有し、メジロ、マヒワ、ヤマガラ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成二十六年四月十八日から同年五月一日まで

六 縦覧の場所

山口県下関農林事務所

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供す

る。)

一 特別保護地区の名称

青海島鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

青海島鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 六七ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

- (一) 特別保護地区の区分
森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹の天然林を中心とした森林を有し、メジロ、ウミウ、トビ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成二十六年四月十八日から同年五月一日まで

六 縦覧の場所

山口県長門農林事務所

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県長門農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 特別保護地区の名称

指月山鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

指月山鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 二二ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

- (一) 特別保護地区の区分
身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

- 当該区域は、シイ、タブノキ等の常緑広葉樹の巨樹が大部分を占める天然林及び多くの観光客が訪れる史跡を有し、シメ、メジロ、シジュウカラ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。
- 縦覧の期間
平成二十六年四月十八日から同年五月一日まで
- 六 縦覧の場所
山口県萩農林事務所
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 特別保護地区の名称
田床山鳥獣保護区特別保護地区
- 二 特別保護地区の区域
田床山鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 八〇ヘクタール)
- 三 特別保護地区の存続期間
平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで
- 四 特別保護地区の保護に関する指針の案
(一) 特別保護地区の区分
森林鳥獣生息地
- (二) 指定の目的
当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、シジュウカラ、エナガ、メジロ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。
- 五 縦覧の期間
平成二十六年四月十八日から同年五月一日まで
- 六 縦覧の場所
山口県萩農林事務所
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(二三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十六年四月十八日から同年八月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
平成二十六年四月十八日
山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ドラッグコスモス平川店
所在地 山口市平井字大道二二一六
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	井店(仮称)ドラッグコスモス平	ドラッグコスモス平川店

- 四 届出年月日
平成二十六年三月二十五日
- 五 変更年月日
平成二十六年三月十五日
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 株式会社山口井筒屋山口店
所在地 山口市中市町三番三号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 ちまきやホールディング 山口市中市町三番三号 代表者の氏名 井上 秀則
又株式会社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 おいて小売業を行う者の代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社山口井筒屋	変 更 前	変 更 後
届出年月日	入江 壮行	桶谷祥太郎	

四 届出年月日

平成二十六年四月三日

五 変更年月日

平成二十六年三月一日

(二三三) 県営川西地区経営体育成基盤整備事業(第一換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
県営川西地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る第一換地区の換地処分を次のとおり
行いました。

平成二十六年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 換地処分の年月日

平成二十六年三月三十一日

二 換地処分の内容

県営川西地区経営体育成基盤整備事業(第一換地区)換地計画書に記載された換地
計画のとおり

(二三四) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十六年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地

山口県下関水産振興局 下関市大和町一丁目一六番一号

二 落札に係る物品等の名称及び予定数量

電気 二百八万四千キロワット時

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十六年三月二十四日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

中国電力株式会社 広島市中区小町四番三三三号

六 落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額)

三千二百八十五万二千八百四十四円

七 入札公告日

平成二十六年二月四日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県下関水産振興局長 金子 大

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

(二三五) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十六年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

基本測量(空中写真撮影及びオルソ画像作成)

二 作業の地域

山口市、萩市、美祢市、周南市及び阿武郡阿武町

三 作業の期間

平成二十六年四月二十一日から平成二十七年三月三十一日まで

(二三六) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十六年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量)

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

平成二十五年六月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで

(二三七) 徳山下松港港湾計画の変更の概要

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第九項の規定に基づき、徳山下松港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告します。

平成二十六年四月十八日

徳山下松港港湾管理者

山口県

山口県知事 村岡 嗣政

一 港湾計画の変更の概要

平成四年九月十八日山口県公告(三三四)によりその概要を公告した徳山下松港港湾計画について、平成四十年代前半における取扱貨物量を五千三百七十万トンと想定して変更した事項は、次のとおりです。

(一) 水域施設計画

イ 航路

地区名	称	項目	水	幅
新南陽地区	南陽航路	変更前	(メートル)深 一一・〇	(メートル)員 二八〇
		変更後	一四・〇	三〇〇

口 航路の削除

地区名	航路	変更後		変更前	
		深	員	深	員
徳山地区	徳山西航路	一八・〇	三〇〇	一四・〇	三五〇
下松地区	下松東航路	一九・〇	六〇〇	二〇・〇	三〇〇

八 泊地

地区名	航路	変更後		変更前	
		深	員	深	員
徳山地区	出光航路	一四・〇	三〇〇	一四・〇	三〇〇
下松地区	日石航路	一三・〇	三五〇	一三・〇	三五〇

二 泊地の追加

地区名	航路	変更後		変更前	
		深	員	深	員
徳山地区	徳山西航路	一七・〇	一七	一七・〇	一七
下松地区	下松東航路	一九・〇	一	一九・〇	一

地区名	水	面
徳山地区	(メートル)深 一一・〇	(ヘクタール)積 二

下松地区					徳山地区					地区名	水係船くいの削除	徳山地区	地区名	下松地区				
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	専用	公共用又は専用の別は		専用	公共用又は専用の別は	〃	〃	専用	〃	〃
四・五	五・五	六・五	一三・〇	一九・〇	六・五	七・五	九・〇	一四・〇	(メートル)深	〃	(メートル)深	六・五	七・五	一三・〇	五・五	七・五		
二	二	一	一	一	四	五	一	一	〃	〃	〃	二	一	一	二	二		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	危険物船用	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		

八道路の削除			口道路の追加				(二) 臨港交通施設計画				イ道路				へ物揚場の削除																																
名称	起点	終点	名称	起点	終点	車線数	名称	項目	起点	終点	車線数	名称	項目	起点	終点	車線数	名称	項目	起点	終点	車線数																										
臨港道路晴海線	晴海埠頭	市道臨港線	二	臨港道路東海岸通り港湾線	下松東埠頭	一般国道二八八号	二	臨港道路新南陽埠頭線	変更後	九号埠頭	市道海岸通線	四	臨港道路新南陽埠頭線	変更前	九号埠頭	市道海岸通線	四	臨港道路晴海湾線	変更後	九号埠頭	市道海岸通線	四	臨港道路新南陽埠頭線	変更前	新南陽緑地	市道海岸線	二	光地区	〃	四・〇	三〇〇メートル	〃	下松地区	〃	四・〇	八〇メートル	一般船用	徳山地区	〃	三・〇	六〇メートル	フェリー船用	地区名	公共用又は専用の別は	(メートル)深	又は延長	用途

(四) 廃棄物処理計画

イ 廃棄物埋立護岸

臨港道路浅江線	浅江マリーナ	一般国道一八八号	二
臨港道路城岬線	笠戸島マリーナ	県道笠戸島線	二
臨港道路奈切線	奈切埠頭	市道塩田奈切線	二

ロ 廃棄物埋立護岸の追加

地区名	項目		廃棄物 (万立方メートル)	廃棄物処理・活用地の面積 (ヘクタール)
	変更前	変更後		
新南陽地区	しゅんせつ土砂その他	四四〇	四四〇	三四
	しゅんせつ土砂その他	九七〇	九七〇	九三

(五) 港湾環境整備施設計画

イ 緑地

地区名	種類	廃棄物 (万立方メートル)	面積 (ヘクタール)
徳山地区	しゅんせつ土砂その他	九五〇	七七
	しゅんせつ土砂その他	九五〇	七七

地区名	項目			面積 (ヘクタール)
	変更前	変更後	変更前	
徳山地区	一	八	一四	八
	七	七	七	八
	八	八	八	八

ロ 緑地の削除

変更後	一
-----	---

八 魚釣棧橋の削除

地区名	面積 (ヘクタール)
下松地区	一

イ 大規模地震対策施設計画

イ 岸壁 (幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設)

地区名	数 (基量)
下松地区	一

ロ 道路 (幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設)

地区名	水深 (メートル)	バース数
下松地区	二〇・〇	一
徳山地区	一一・〇	一
徳山地区	一八・〇	一

(七) 土地造成計画

地区名	項目	面積 (ヘクタール)
臨港道路晴海港湾線	九号埠頭	四
	下松東埠頭	二
臨港道路東海岸通り港湾線	国道一八八号	二
	県道徳山新南陽線	四

(八) 土地利用計画

新南陽地区									地区名
変更後				変更前					項目
五〇八	二〇	二〇	二〇	一〇	二	五〇六	一三	二五	面 (ヘクタール)積 用途
工業用地	港湾関連用地	埠頭用地	緑地	交通機能用地	廃棄物処理施設用地	工業用地	港湾関連用地	埠頭用地	

光地区		下松地区		徳山地区		新南陽地区	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
四	七	一	二七	八九	一八七	五九	五六

徳山地区																	
変更後								変更前									
二七三	三三	一一	一六	三	四六七	七	五六	七三	二	三八	一七	三	五五〇	五二	六九	二	一三
工業用地	埠頭用地	緑地	交通機能用地	都市機能用地	工業用地	交流厚生用地	港湾関連用地	埠頭用地	レクリエーション施設用地	緑地	交通機能用地	都市機能用地	工業用地	港湾関連用地	埠頭用地	廃棄物処理施設用地	交通機能用地

(九) その他の計画
イ 小型船だまり計画の追加

光 地 区										下 松 地 区							
変更後					変更前					変更後				変更前			
二	二	三	一	五	二	一	二	三	六	一	二	二	三	四	一	三	一
緑	交	工	交	埠	レ	緑	交	工	埠	緑	交	工	埠	レ	緑	交	都
地	通	業	流	頭	ク	地	通	業	頭	地	通	業	頭	レ	地	通	市
	機	用	厚	用	リ		機	用	用		機	用	用	ク	機	機	能
	能	地	生	地	エ		能	地	地		能	地	地	リ	能	能	用
	用		用		ー		用				用			エ	用	用	地
	地		地		シ		地				地			ー	地	地	地
					ョ									ン			
					ン									施			
					設									設			
					用									用			
					地									地			

新南陽地区		地区名		二 効率的な運営を特に促進する区域		光 地 区		下 松 地 区		地 区 名 称		ハ マリーナ計画の削除		光 地 区		徳 山 地 区		地 区 名 称		口 小型船だまり計画の削除		光 地 区		下 松 地 区		地 区 名 称	
岸壁	埠頭用地	岸壁	港湾施設の種類又は土地の用途	規模又は面積	泊地 ション施設用地	防波堤	小型桟橋	レクリエー	泊地 クリエーショ	防波堤	船揚場	小型桟橋	レ	防波堤	物揚場	埠頭用地	防波堤	物揚場	埠頭用地	防波堤	小型桟橋	防波堤	本浦船だまり	防波堤	港 湾 施 設	防波堤	港 湾 施 設
水深一八・〇メートル	面積二二ヘクタール	水深二二・〇メートル	水深一四・〇メートル		泊地 ション施設用地	防波堤	小型桟橋	レクリエー	泊地 クリエーショ	防波堤	船揚場	小型桟橋	レ	防波堤	物揚場	埠頭用地	防波堤	物揚場	埠頭用地	防波堤	小型桟橋	防波堤	本浦船だまり	防波堤	港 湾 施 設	防波堤	港 湾 施 設

新南陽地区		徳山地区		下松地区	
岸壁	航路・泊地	埠頭用地	岸壁	埠頭用地	岸壁
水深一八・〇メートル 幅員三〇・〇メートル	水深一四・〇メートル 面積五九ヘクタール	水深二四・〇メートル 面積二〇ヘクタール	水深一四・〇メートル 幅員三〇・〇メートル	水深二〇・〇メートル 面積二ヘクタール	水深二〇・〇メートル 面積二ヘクタール

徳山地区		下松地区	
埠頭用地	交通機能用地	埠頭用地	交通機能用地
面積九ヘクタール	面積一ヘクタール	面積九ヘクタール	面積一ヘクタール

徳山地区		下松地区	
埠頭用地	交通機能用地	埠頭用地	交通機能用地
面積二ヘクタール	面積二ヘクタール	面積二ヘクタール	面積二ヘクタール

徳山地区		下松地区	
埠頭用地	交通機能用地	埠頭用地	交通機能用地
水深一四・〇メートル 幅員三〇・〇メートル	水深一四・〇メートル 幅員三〇・〇メートル	水深一四・〇メートル 幅員三〇・〇メートル	水深一四・〇メートル 幅員三〇・〇メートル

へ 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設計画

水 効率的な運営を特に促進する区域（臨海部産業エリア）の削除

二

港湾計画の縦覧の場所
山口県土木建築部港湾課

チ 段階的な港湾開発の計画
本港が石炭輸入における広域拠点港としての役割を果たしていくため、短期的には既存施設を活用した国際バルク戦略港湾計画に基づき施設整備を促進し、ケーブサイズ級船舶入港の早期実現を図る。
その後、本計画の目標年次である平成四十年代前半における石炭取扱量を見据え、中期的にはバルク輸送船舶の更なる大型化に対応した物流機能の強化を図る。

徳山地区		下松地区	
埠頭用地	交通機能用地	埠頭用地	交通機能用地
水深一八・〇メートル 幅員三〇・〇メートル	水深一八・〇メートル 幅員三〇・〇メートル	水深一八・〇メートル 幅員三〇・〇メートル	水深一八・〇メートル 幅員三〇・〇メートル

徳山地区		下松地区	
埠頭用地	交通機能用地	埠頭用地	交通機能用地
水深一八・〇メートル 幅員三〇・〇メートル	水深一八・〇メートル 幅員三〇・〇メートル	水深一八・〇メートル 幅員三〇・〇メートル	水深一八・〇メートル 幅員三〇・〇メートル

ト 物資補給等のための施設計画



山口県選挙管理委員会告示第百五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年四月十八日

山口県選挙管理委員会 中 村 昌 昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出(届年月日)
大久敷を応援する会	大久千登世	大久千登世	萩市大字椿2908の14		平成26、3、3
中野伸後援会	高橋 英夫	吉村 洋子	〃 大字吉部上2395		〃 〃 25
らじわら信治後援会	大野 泰治	藤原 信治	〃 大字椿東2646		〃 〃 13
山本たつや後援会	山迫 健一	河原 一輝	〃 岩国市日の出町2番ノ		〃 〃 14

山口県選挙管理委員会告示第百五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十六年四月十八日

山口県選挙管理委員会 中 村 昌 昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備出(届年月日)
		新	旧	
自由民主党山陽支部	代表者 会計責任者	新藤 精二	千々松武博	平成26、3、28
		原田 万史	平中 政明	

事務所	代表者	山陽小野田市 大字郡2936	山陽小野田市 大字連生264	
自由民主党山口県自動車販売支部	中野 文夫	大原 敏之	〃 〃 4	
有田あつし後援会	真城 信	原田 義勝	〃 〃 31	
伊藤青波後援会	佐々木 薫	宮崎 浩	〃 〃 7	
井原健太郎後援会	井原 耐子	堀 春雄	〃 〃 31	
氏永東光後援会	代表者 金光 弘成	松村 哲男	〃 〃 10	
大久敷を応援する会	〃 会計責任者 岡村 邦弘	大久千登世	〃 〃 5	
大野さだもと後援会	代表者 藤本 博吉	橋本 金作	〃 〃 13	
小野田厚狭民社協会	〃 会計責任者 平野 強 綱井 健哲	金子 信幸 田原 弘之	〃 〃 24	
菊地隆次後援会	〃 魚永 智行	青木フミ子	〃 〃 10	
岸信夫後援会	〃 吉永 隆史	竹田 力	〃 〃 20	
木谷ひろし後援会	事務所 山口市秋徳二 島5095	山口市秋徳二 島4534	〃 〃 24	
黒川康弘後援会	会計責任者 中司 誠	白石 雅彦	〃 〃 7	
元氣な萩市をつくる会	事務所 萩市大字佐々 並3356	萩市大字土原 536の1	〃 〃 27	
幸福実現党防府後援会	会計責任者 相浦 慎治	酒井 保	〃 〃 10	
重川やすとし後援会	〃 中司 淑子	中司 功	〃 〃 31	
城美曉後援会	〃 城美 篤子	善甫 友恵	〃 〃 2、28	
瀧川勉後援会	名称 瀧川勉後援会	瀧川勉後援会		

瀧川勉後援会	代表者	吉野 政秋	吉野 俊明	" 3、11
	会計責任者	瀧川 純子	木原 久光	
田中敏雄後援会	〃	伊藤 千尋	原 哲郎	" 〃 31
	〃	中村 公子	金藤 建次	
田中文夫後援会	〃	福本 武文	山本 幸示	" 〃 10
	代表者	福本 武文	山本 幸示	
西本けんじろう後援会	代表者	福本 武文	山本 幸示	" 〃 26
	会計責任者	中林 修二	篠崎 圭二	
林よしまさ後援会	〃	中林 修二	篠崎 圭二	" 〃 〃
	代表者	中林 修二	篠崎 圭二	
平岡望後援会	〃	田中 智子	原田 雄三	" 〃 20
	代表者	長津功三良	松林 和弘	
広中ひであき後援会	代表者	長津功三良	松林 和弘	" 〃 19
	事務所	岩国市美和町 生見655の3	岩国市美和町 西畑400の3	
藤本隆俊後援会	事務所	大島郡周防大 島町大字久賀 2657	大島郡周防大 島町大字久賀 4491の1	" 〃 6
	代表者	久保 隆	三浦 実	
棕晶雄後援会	代表者	田中 裕子	前田 隆康	" 〃 27
	会計責任者	〃	〃	
村岡つぐまさ後援会	代表者	〃	〃	" 〃 5
	会計責任者	〃	〃	
山口県獣医師政治連盟	代表者	山野 洋一	柴田 浩	" 〃 24
	会計責任者	田中 尚秋	雷岡 郁夫	
よしかわ桂司後援会	代表者	平野 強	吉島 和夫	" 〃 〃
	会計責任者	綱井 健哲	金子 信幸	
吉田達彦後援会	代表者	魚永 智行	松原 茂	" 〃 10
	会計責任者	井上美智子	白井 雅俊	

山口県選挙管理委員会告示第五十四号
 知事選挙金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による開票
 があった離散時に係る政治団体の各様式は、次のとおりである。

平成二十六年四月十八日

山口県選挙管理委員会 中 村 出 留

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
飯田てつなりサポーターズ	中村 覚	清水 修	周南市代々木通2丁目12	平成26年3月24
大空軍治後援会	大空 軍治	白石 篤正	山陽小野田市大字西高泊478	平成25年9月30
かたよせいわみ後援会	岩田 恒枝	片寄 薫	柳井市姫田5番1号	平成26年3月24
加藤正道後援会	松本 憲治	繁 徹範	光市室積西ノ庄12番1号	平成25年12月31
兼村幹男後援会	松原 昭雄	原 幸正	山口市仁保上郷50	〃 〃 〃
菊地隆次後援会	山本 晴彦	魚永 智行	〃 小郡下郷373	平成26年3月10
癸亥会	灰岡 香奈	灰岡 裕美	玖珂郡和木町和木4丁目7番8号	平成25年12月31
木藤昭仁後援会	伊藤 隆司	林 英樹	宇部市浜田3丁目1番35号	〃 〃 〃
木村靖枝後援会	木村 哲治	大田 則彦	萩市大字椿東6493	〃 〃 〃
郷を考える会	原 光孝	岡 卓	〃 大字紫福3210	〃 〃 〃
島田明後援会	香川 義康	木原 一	防府市寿町5番5号	〃 〃 〃
島田明政治経済懇話会	島田 明	〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
晋作プロジェクト	伊藤 央	國本 宏治	〃 大字奈美5420の3	〃 8、15
草起会	飯田 哲也	堀内 恵美	周南市代々木通2丁目12	平成26年3月24
原田しげる後援会	藤井 義男	田村 玉恵	美祿市美東町総木2085の1	平成25年12月31

みらいの太陽やまぐち	高岸 春幸	堀内 恵美	周南市代々木通2丁目12	平成26 3、24
みらい山口ネットワー ク	〃	植野麻紀子	〃	〃
横山賢治後援会	尾崎 孝治	横山 敦子	萩市川上5283の1	平成25 12、31
吉田彦彦後援会	魚永 智行	椎木 一雄	山口市楠木町5番29号	平成26 3、10

山口県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十六年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができなくなった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年四月十八日

山口県選挙管理委員会 中村 正昭

政治団体の名称	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所 の所在地
荒川政義後援会	杉本 行輝	有吉 祥男	大島郡周防大島町大字小松1720
五十嵐ひとみ後援会	野村 英昭	三谷 隆	宇部市南浜町2丁目4番2号
池永光男後援会	山根 保俊	池永 理恵	防府市天神2丁目2番22号
一政会	藤原一之樹	上野 寛雄	山陽小野田市大字丸河内959の3
伊藤央後援会	伊藤 央	伊藤久美子	防府市大字奈美524の3
いなせ家半七後援会	國本 克己	國本 克己	光市大字岩田2367の4
宇部市日本共産党後援会	飯田 健	井上 延弘	宇部市南浜町2丁目4番2号
国弘秀人後援会	林 克尚	上田 幸子	光市大字荻穂村770
久保忠雄後援会	田中 恒徳	田中 昭造	周南市大字清尾920

五島博後援会	清水 隆	田中 照久	宇部市南浜町2丁目4番2号
周防塾	森重 浩美	森重 義道	周南市大字呼坂323
西村ふじお後援会	岡本 文孝	服部 浩至	下関市豊浦町大字川棚1909の1
橋本龍太郎後援会	橋本龍太郎	橋本宏次郎	防府市大字上右田1650の1
平田悟後援会	伊藤 貴彦	浅原 哲治	山口市秋穂二島1482の5
吉村弘之後援会	田島 利明	古谷 慎吾	防府市大字浜方922

山口県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十六年四月十八日

山口県選挙管理委員会 中村 正昭

資金管理団体の 届出事項の 異動の届出を した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動 事項	異 動		備 考 (届出 年月 日)
				新	旧	
井原健太郎	柳井市長	井原健太郎後援会	会計責任者	井原 耐子	堀 春雄	平成26 3、31

山口県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年四月十八日

山口県選挙管理委員会 中村 正昭

届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		備 考 (資本金管理団体の なかつた旨の 届出年月日)
		名 称	代表者の氏名	
飯田 哲也	山口県知事	卓起会	飯田 哲也	平成26、3、25
大空 軍治	山陽小野田市議会議員	大空軍治後援会	大空 軍治	〃 〃 〃 14
島田 明	山口県議会議員	島田明政治経済懇話会	島田 明	〃 〃 〃 31
灰岡 香奈	〃	癸亥会	灰岡 香奈	〃 〃 〃 25

山口県選挙管理委員会告示第五十八号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

「総合病院社会保険徳山中央病院」を「独立行政法人地域医療機能推進機構徳山中央病院」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第五十九号

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第五十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

「徳山社会保険老人保健施設セラヴィ徳山」を「独立行政法人地域医療機能推進機構徳山中央病院附属介護老人保健施設」に改める。



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第四号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則(昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第七項」を「次項」に、「第十七条第二項第八号」を「第十七条第二項第九号」に改め、同条第六項を次のように改め、同条第七項を削る。

6 第一項及び第四項の規定にかかわらず、第三項の表の上欄に掲げる書類のうち山口県警察本部交通部運転免許課長を経由して提出することができることとされているもの(運転免許申請書及び国外運転免許証交付申請書を除く。)は、当該書類を提出する者の住所を管轄する警察署長以外の警察署長(山口県山口市南警察署長を除く。)を経由して提出することができる。

附 則

この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、第二条第五項の改正規定(「第七項」を「次項」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。



正 誤

平成二十六年三月七日山口県告示第八十六号(解除予定保安林(周南市))

ページ	段 行	誤	正
二	上	左から七	大字奥関谷。
			大字奥関屋。

誤	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
正	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

平成二十六年四月十八日印刷
平成二十六年四月十八日発行

発行人所

山口県知事